

前回(第8回)委員会の後日提出意見

・前回(第8回委員会)委員会後に提出された意見の全文及び委員会当日の質問に対する後日回答の内容について記載しています。

(注)意見中のページ番号は、前回(第8回委員会)資料のものです。

B I 発達相談と療育・子育ての支援～B 3 放課後等の活動の支援について

● センターの実情として、今、未就学の訪問しか手を広げられていない。就学後以降の支援も検討いただきたい。

● 教育分野での計画と整合した内容にしてほしいです。

● 資料2 子育てサービスでの受け入れの拡充の主な取り組みについて、障害児の親が利用しやすいように、ファミリー・サポート・センターの協力会員に対して、手話ができる等障害児のサポートが可能であるスキルの登録や障害児対応の研修を実施する等、障害児への対応も可能な(ミスマッチングも起きにくい)協力会員を増やしておくのも有効な取り組みだと思う。

● 第8回委員会当日質問 後日回答

資料3(2)医療的ケア児への対応で医療処置が多いお子さんの場合、受入れのハードルが高く、親御さんが離れられないという現状があるかと思えます。それに対して、全校において「研修等を実施」、「組織的な体制整備」とあるが、どのような体制整備を行っているか教えてください。

⇒(事務局回答)

ガイドラインの作成及び研修の実施により、医療的ケアにおける手続きや手順、学校や関係機関における役割分担を明確にしていき、校内委員会を中心に看護師等や教職員、関係機関が連携協力し、多様な教育の場において医療的ケアを提供できるよう実施体制の整備を図って参ります。

● 第8回委員会当日質問 後日回答

資料4の(1)学童クラブにおける受入れ実績で、障害児入会承認人数は増えているが、配慮児の入会承認人数が減っているのはなぜか。

⇒(事務局回答)

学童クラブにおいて下記に該当する場合、「障害児枠」として申請を受付しております。

1. 特別支援学校又は特別支援学級に通っている児童(※ 通級指導学級・校内通級教室は除く)
2. 身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害者保健福祉手帳のいずれかを所持している児童
3. 特別児童扶養手当を受給しているご家庭の対象児童

一方、「配慮児」については、「障害児枠」のように「配慮児枠」という申請受付はなく、健常児と同じ申請受付の取扱いをしています。申請受付後、各学童クラブにおいて児童の様子、保護者、関係機関(保育園や学校、発達センター等)と情報共有後、支援が必要と判断される場合に、配慮児として認定をしています。また、配慮児と認定された後、学童クラブの生活にも慣れ、支援が不要となる場合は、配慮児認定を解除することもあります。入会後の児童の様子などから入会後に配慮児に認定するケースもあるため、配慮児の数は年度によって増減があります。

B 4 働くこと・日中活動の支援～B 6 高齢期の支援について

- 資料5 障害者就労支援事業について、支援実績として支援数が描かれているが数値だけでは見えにくい。満足度、支援してそのうち就労できたのは何%だったのかなど、実態のわかるような指標を検討してほしい。
- 資料5 工賃向上とあるが、三鷹市のハーモニーガーデンなどのように作業所の価値を高めるように広告にも力を入れてほしい。客を集めればそれだけ工賃向上もあげやすい。
- 資料6 文化芸術活動の充実について映画のまち調布シネマフェスティバルについて、聴覚障害者が参加しづらい。例えば字幕付き上映の映画、字幕メガネ対応、ろう者が作成した映画の参加などもう少しシネマフェスティバルと障害者の関わりを積極的に深めてほしい。